

規則等の案と定めた規則等の差異について

1 規則等の案の題名

静岡市建設工事執行規則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月28日（金）まで

3 定めた規則等の題名

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則（令和7年静岡市規則第37号）

4 規則等の公布等年月日

令和7年3月28日

5 規則等の案と定めた規則等の差異

	既に公表した規則等の案の内容	現に定めた規則等の内容	理由
1	—	第22条第2項第2号に規定する監理技術者補佐について、「建設業法第26条第3項ただし書に規定する補佐する者をいう。」を「建設業法第26条第3項第1号ニに規定する補佐する者をいう。」とする。	建設業法の改正に伴い、本規則の改正が必要になったため。
2	「工期延長請求書（様式第17号） ⇒工期延長届（様式第17号）」	工期延長請求書を工期延期届とする。	国土交通省の様式を再確認したところ、工期延期届が正しかったため。